



暮らし・環境

資源・ごみ

問 循環型社会推進課 TEL 71-3001 FAX 71-3000(清掃事業所)
清掃業務課 TEL 71-3003 FAX 71-3000(清掃事業所)

ごみの分別と出し方

資源・ごみの分け方、出し方、収集日などは「ごみカレンダー」(広報とよた4月号に折り込み)や「ごみガイドブック」(市役所・支所・出張所で配布)又は市ホームページで確認するか、循環型社会推進課(TEL 71-3001)へお問い合わせください。

※古紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック)、古布類(古着等)は、地域の集団回収又は、リサイクルステーションへお出しください。

※資源・ごみ分別アプリも活用できます。

ごみ収集日のカレンダー表示、資源・ごみの出し方のポイント、品目別の出し方一覧、臨時や緊急時の市からのお知らせなどの機能があります。

※インストール方法…各ストアから「さんあ〜」で検索か、右記二次元コードをスキャンしてダウンロードしてください。

App Store



Google Play



一般ごみの不法投棄の処分や不法投棄パトロール隊(地域の清掃やまち美化活動を行うボランティア団体)への支援、ごみ・し尿の収集、道路上の動物の死骸処理については清掃業務課(TEL 71-3003)へお問合せください。

粗大ごみの収集を依頼する方は、豊田市LINE公式アカウントからLINEで申し込み、又は粗大ごみ受付センター(TEL 25-5353)へ電話でお申込みください。

ごみ出しルール4か条

- きちんと分別して出しましょう。
- 指定ごみ袋に入れて出しましょう。
- 指定日の午前8時30分までに out しましょう。
- 指定のごみステーションに出しましょう。

リサイクルステーションを利用しましょう

◎回収品目

古紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック)、古布類(古着等)、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック製容器包装、食品トレイ、有害ごみ、危険ごみ

※一部では廃食用油も回収しています。

※宝来町、前田町は回収品目が一部異なります。ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

◎設置場所

設置場所については、ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリでご確認ください。

◎利用日時

年中無休(年末年始を除く)午前10時～午後6時

※下山トレーニングセンター南側(大沼町)は水・土・日曜日のみ開設午前9時～午後5時

※小原支所駐車場(小原町)、稲武交流館駐車場(稲武町)、旭総合体育館駐車場(下切町)は土・日曜日のみ開設 午前9時～午後5時

市では収集しないもの

◎家電4品目の出し方

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法に基づき小売業者、メーカー等が回収・リサイクルをしています。

◎パソコンの出し方

家庭用パソコンは製造メーカー等が回収・リサイクルをしています。認定事業者による宅配便での自宅回収の方法と製造メーカーへ回収を依頼する方法があります。

◎消火器の出し方

消火器メーカー等が回収してリサイクルをしています。※いずれも詳細は、ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

◎その他

タイヤ、バッテリー、農薬・薬品、石・土・砂、ボンベ、廃油・廃液、農業用機械、自動車・自動二輪車・原付、ピアノ等は販売店にご相談ください。

集団回収報奨金制度

子ども会や自治区など市に登録した団体が資源の回収を行った場合、回収重量に応じて報奨金が出ます。

◎報奨金額

- 雑誌、雑紙…各1キログラムにつき7円
- 新聞紙、段ボール、紙パック、古布類(古着等)…各1キログラムにつき5円
- 2品目以上を同時回収…1回につき2,000円

生ごみ処理機器購入に対する補助金

問 循環型社会推進課 TEL 71-3001 FAX 71-3000

◎対象

購入日に市内に住民登録があり、引き続き市内に居住し、家庭から出る生ごみの自家処理を推進できる方で、市税を完納している方が国内の販売店及び



代理店で下記の生ごみ処理機器を購入した世帯

◎補助対象機器

- (1)生ごみ処理機(電動又は手動で生ごみを攪拌し、微生物等の働きによる分解、温風又は加熱による乾燥等の方法により当該生ごみを減容又は消滅させるもの)…乾燥式、バイオ式等
- (2)生ごみ堆肥化容器(電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみのたい肥化を促進するもの)…コンポスト・密閉容器等
- (3)生ごみ減量容器(自然乾燥、絞り上げ等の方法により生ごみの減容又は消滅することを目的として作られたもの)…キエーロ等
- (4)基材(カバン型コンポストで使用する基材及びダンボールコンポスト式)

(注意)ディスポーザー式生ごみ処理機は補助対象外です。

◎補助金額等

補助対象機器	補助金額	補助申請回数	購入可能数
(1)生ごみ処理機	購入価格の2分の1 (消費税含む) 上限:30,000円	1年度に1回申請が可能	1世帯につき1基まで
(2)生ごみ堆肥化容器			
(3)生ごみ減量容器		1年度に2回申請が可能	1世帯につき最大6個まで
(4)-1基材(カバン型コンポスト)			
(4)-2基材(ダンボールコンポスト式)		1年度に1回申請が可能	1世帯につき最大3個まで

カバン型コンポストの無償貸与制度

問 循環型社会推進課 TEL 71-3001 FAX 71-3000

◎対象

貸与申請日に市内に住民登録があり、引き続き市内に居住し、家庭から出る生ごみの自家処理を推進できる方で、貸与申請を初めてする世帯

◎貸与機器

カバン型コンポスト一式と基材



再生品・不用品の利用

粗大ごみの再生施設「リユース工房」

問 リユース工房 TEL 42-6010

※火・木・日曜日 午前10時～午後3時

家庭から粗大ごみとして排出された家具などを清掃・補修し、リユース(再使用)家具として展示販売しています。

◎リユース家具購入の流れ

- ①リユース工房(渡刈町、清掃事業所内)で展示品の状態を確認
- ②入札書に入札価格などを記入して入札箱へ
- ③落札者の決定(毎月第3回目木曜日の午後。落札者に電話連絡)
- ④落札者は、落札金額を納入し、家具を自分で搬出
※市ホームページで展示品の一覧・過去の入札結果をご覧ください
※粗大ごみの受け入れはしていません。

搬入ごみ等再利用施設「リユーススポット」

※火・木・日曜日 午前10時～午後3時

豊田市の清掃施設へ搬入されたごみや粗大ごみとして排出された家庭ごみを簡易清掃し、譲渡する施設です。

代金をお支払い後、すぐにお持ち帰りいただけます。

◎利用できる人

豊田市内在住、在勤、在学の人

◎支払い・引渡し

リユーススポットにて代金をお支払い後、展示品を引き渡します。搬出はご自身で



お願いします。(お車までの運搬用に手押しの台車をお貸しします。)

》不用品紹介窓口

問 豊田消費生活センター不用品紹介窓口

TEL 33-2447 FAX 33-0998

※月～金曜日午前10時～午後6時

家庭の不用品を活用するための情報交換制度です。さしあげます(無料)、ゆずります(有料)、ゆずってくださいの3種類の情報が集まっています。

◎利用の流れ

①不用品紹介窓口(T-FACE A館 7階)に連絡・登録

②該当品があれば情報を提供

③登録者同士が話し合って決定

※市ホームページで登録品の一部をご覧ください。

環境

問 環境政策課

TEL 41-7391 FAX 41-7392(環境センター1階)

スマートハウス等エコ住宅を構成する設備・機器や次世代自動車の導入に要する費用の一部を補助します。

》スマートハウス等エコ住宅構成設備・機器の導入に対する補助(エコファミリー支援補助金 住宅編)

◎対象

自ら居住する住宅に対象の設備・機器を導入する人

※スマートハウス、スマート・ゼロハウスに関しては、太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び蓄電池又は電気自動車等充給電設備(V2H)を同時に導入する人が対象

※対象設備を設置する前に環境政策課へ設置予定届出書の提出が必要

※とよた・ゼロカーボンドライブ補助金及び自家消費型太陽光発電設備設置費補助金との併用は不可

※対象設備や補助要件などの詳細につきましては市ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら→



◎補助額

対象設備・機器	補助金額	上限額
スマートハウス (令和4年3月31日以前の住宅)	定額	21万円
スマート・ゼロハウス(ZEH) (令和4年4月1日以降の住宅)	定額	26万円
燃料電池(単体)	設置費用の5%	5万円
蓄電池又はV2H(単体)	蓄電容量7.5kWh未満1kWhあたり1万円 7.5kWh以上は定額15万円	15万円

》外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助(エコファミリー支援補助金 自動車編)

◎対象

新車登録日の時点で1年以上前から豊田市内に住所を有し、自ら使用する目的で対象の外部給電機能付次世代自動車(リース・サブスクリプションを含む)を購入する人

※とよた・ゼロカーボンドライブ補助金との併用は不可
※対象設備や補助要件などの詳細につきましては市ホームページをご確認ください。



詳しくはこちら→

◎補助額

対象車種	補助金額	上限額
電気自動車(BEV) プラグインハイブリッド車(PHEV)	車両ごとに設定し	20万円※1
燃料電池自動車	た車両本体基準額の5%	32万円
超小型電気自動車※2		7.5万円※3

※1 充電設備機能を導入した場合は2万円上乘せ

※2 外部給電機能の有無は問わず補助対象

※3 申請者が満65歳以上の場合は4万円上乘せ



暮らし・環境

住宅の省エネ改修に対する補助(豊田市住宅省エネ改修補助金)

◎対象

自ら所有する住宅について、省エネ改修工事を実施する人・法人

◎補助対象となる改修工事

①省エネ改修工事

【全体改修】

改修後の住宅がZEH水準に相当することについて、BELS等の第三者機関による評価・認証を受けていること。

【部分改修】

開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事
※ZEH水準の仕様基準を満たす建材を使用し、2か所以上の開口部(窓・ドア)の改修を含むものに限り。

②設備の効率化に係る工事

【対象設備】

太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節給水栓燃料電池システム、蓄電池、LED照明等
※補助要件や対象設備などの詳細につきましては市ホームページをご確認ください。

◎補助額

補助率	補助上限額
4/5	70万円/戸

詳しくはこちら→



再エネ由来の電気で給電できる次世代自動車及びV2H・充電設備に対する補助(とよた・ゼロカーボンドライブ補助金)

◎対象

再エネ型の外部給電機能付次世代自動車・V2H・充電設備を導入する人

◎対象設備

①電気自動車(BEV)

②プラグインハイブリッド車(PHEV)

※①及び②は再エネ由来の電気(太陽光発電や再エネ電気等)で自動車を給電できる場合に限り。

③V2H

④充電設備

※③及び④は再エネ型次世代自動車(BEV、PHEV)を所有している場合に限り。①または②同時申請の場合も対象。

※対象設備や補助要件などの詳細につきましては市ホームページをご確認ください。

◎補助額

種別	補助率	補助上限額
再エネ型BEV	車両ごとに設定した金額	110万円
再エネ型PHEV	車両ごとに設定した金額	80万円
再エネ型V2H	1/2+10万円	85万円
再エネ型充電設備	1/2	30万円

太陽光発電設備に対する補助(自家消費型太陽光発電設備設置費補助金)

◎対象

- ・自ら居住する住宅に、自家消費型の太陽光発電設備を設置する人
- ・パワーコンディショナーシステム(PCS)を更新する人

◎対象設備

①太陽光発電設備

②パワーコンディショナーシステム(PCS)更新

※どちらも外部給電機能付次世代自動車を所有している場合に限り。

※対象設備や補助要件などの詳細につきましては市ホームページをご確認ください。

◎補助額

種別	補助率	補助上限額
太陽光発電設備	1万円/kW(太陽光出力)	10万円
パワーコンディショナーシステム(PCS)更新	1万円/kW(PCS出力)	5万円

すまいの害虫相談 害虫駆除

問 感染症予防課 TEL 34-6180 FAX 34-6929

住まいの住環境における害虫・害獣の駆除方法・防除方法についての相談を受けます。

なお、実際の駆除・防除は原則として私有地の所有者・管理者が行います。

詳しくはこちら→



葬祭

問 古瀬間聖苑 TEL 80-1160 FAX 80-1196

こせませいえん
古瀬間聖苑

◎葬祭の時は

葬祭業者に依頼される場合は葬祭業者にご相談ください。葬祭業者に依頼せず利用する場合は、予約受付専用電話 TEL 47-0983 へ電話してください。

◎使用料(市民の場合)

- ①火葬料／無料
- ②式場／午前9時～午後4時の7時間以内20,000円、
午後5時～翌午前9時の16時間以内10,000円
- ③祭壇／1回3,000円

◎お願い

遺体(焼骨)及び火葬炉の損傷や汚染等の原因となりますので、棺の中には副葬品は入れないようご協力ください。特にプラスチック・ゴム・ガラス・金属・陶器等の製品、書籍・アルバム類は絶対に入れないでください。

詳しくは、施設へお問い合わせください。

◎休業日 1月1日、友引の日

自治区

問 豊田市区長会事務局(地域交流課内)

TEL 34-6629 FAX 35-4745

豊田市では各自治区が、地域にお住まいの方との親睦と結びつきを深めながら、豊かで住みよいまちづくりを目指し、自主的に様々な活動を行っています。

「支えあいのまちづくり」や「ふれあいづくり」のため自治区に加入されることをお勧めします。

- 加入方法、区費、活動内容の詳細については各自治区にお問い合わせください。
- お住まいの住所がどの自治区に該当するかについては、豊田市区長会ホームページでご確認ください。



上・下水道

問 料金課 TEL 34-6654 FAX 34-6655(西庁舎1階)
下水道施設課 TEL 34-6964 FAX 32-3171(西庁舎2階)
下水道建設課 TEL 34-6624 FAX 32-3171(西庁舎2階)

水道の使用開始・使用中止・ 使用者変更(担当:料金課)

使用開始・中止は希望される日の3営業日前までに申込みください。営業日は土日祝日及び12月29日～1月3日を除く平日です。使用者変更は新使用者が決まり次第お申込みください。

申込方法はインターネットまたは電話です。インターネットからの申込は24時間365日いつでも可能です。電話での受付時間は営業日の午前8時30分から午後5時15分です。

インターネットからの申込はこちら→



上下水道料金のお支払いは口座振替 をご利用ください(担当:料金課)

口座振替は料金課で配布のハガキや金融機関窓口の申込書で申込みください。金融機関によってはインターネットからの申込みも可能です。

◎取扱い金融機関(2025年4月1日現在)

三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、百五銀行、あいち銀行、名古屋銀行、ゆうちょ銀行・郵便局、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、イオ信用組合、信用組合愛知商銀、東海労働金庫、あいち豊田農業協同組合

インターネットからの申込はこちら→



暮らし・環境

水のトラブル対処法

①水が漏れている！

水道メーターのパイロットマークを確認してください。



- 家の中の蛇口がすべて閉まった状態で、パイロットマークが回っている場合／市指定給水装置工事事業者へ連絡して修繕してください。(修繕には料金が発生し、お客様の負担となります)
- パイロットマークが回っていない場合／(一財)豊田市水道サービス協会(TEL 31-1421、FAX 31-1430)へ連絡してください。

②水道水に色がある！

- 白い水：水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になって出ることがあります。その場合は、しばらくすると泡が消えてきれいになりますので、そのまま使用しても差し支えありません。
 - 赤茶色のにごり水：まず、にごり水が出ている水道の蛇口を止めてください。
 - 消火活動や突発事故・水道工事などにより、にごり水が出ることがあります。近所でも同じようににごり水が出ている場合は水の使用を控え、水道整備課(TEL 34-6656、FAX 33-9096)へご連絡ください。
- ※業務時間外(午後5時15分～午前8時30分、土・日曜日、祝日)は(一財)豊田市水道サービス協会(TEL 31-1421、FAX 31-1430)
- 近所が同じような状況でない場合は、宅内の配管が原因の可能性があります。市指定給水装置工事事業者へ相談してください。

③水道水が出ない！

近所の水道水も出ないときは、水道工事や突発事故で断水していることが考えられますので、水道整備課(TEL 34-6656、FAX 33-9096)へご連絡ください。

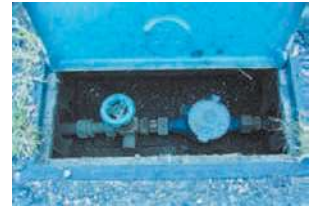
※業務時間外(午後5時15分～午前8時30分、土・日曜日、祝日)は(一財)豊田市水道サービス協会(TEL 31-1421、FAX 31-1430)

一軒のみ水道水が出ない場合は、止水栓が開いて

いるかどうかお調べください。(給水停止により止水栓を閉めている場合もあります)また、集合住宅の場合は、受水槽の清掃、点検の可能性がありますので建物の管理者にご確認ください。

④水道が凍った！

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて解かします。※急に熱湯をかけると蛇口が破裂することがあります。



水道管が破裂してしまったとき：メーターボックス内の止水栓をしめ、市指定給水装置工事事業者へ連絡して修繕してください。

※市指定給水装置工事事業者の連絡先は、市ホームページ掲載の豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店を参照してください。

補助制度

下水道接続(改造)工事融資あっせん制度(担当：料金課)

下水道接続(改造)工事に対する融資は無利子にできます

くみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して下水道に接続する場合で、金融機関の融資を受けて工事を行うときに、次のすべての要件を備えた人に対して、利子を補給することができる制度です。

接続(改造)工事及び融資あっせん制度は、市が指定する工事店(市ホームページの「豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店」)に申し込んでください。

◎対象

以下のすべてに当てはまる人

- 1.市内に居住し、下水道事業受益者負担金や市税の滞納をしていない
- 2.融資金の償還能力がある
- 3.連帯保証人(条件あり)がいる

◎融資額

工事1件あたり40万円以内。ただし、トイレが1か所増すごとに10万円を加算

◎利子 無利子(上下水道局が利子を負担)

◎返済方法

40回以内の元金均等月賦償還

例／融資額40万円の場合、毎月1万円の返済



合併処理浄化槽設置費補助制度 (担当:下水道施設課)

公共下水道等の整備構想のない区域における「合併処理浄化槽への転換」を補助します。単独処理浄化槽や汲取り便槽からの切替えや、破損に伴う合併処理浄化槽の更新にご活用ください。

(注意)自身が居住する住宅以外への補助や設置後の補助金交付申請は不可など、補助には一定の条件があります。

浄化槽雨水貯留施設転用事業 補助制度(担当:下水道建設課)

下水道へ接続するときに、不用となる浄化槽を改造し、雨水貯留施設(雨水をためておく槽)に転用する場合、工事費の一部を補助します。

◎補助金額

工事に要した経費の2分の1
※上限60,000円

◎注意点

施工前に下水道排水設備申請書(料金課へ提出)と同時に下水道建設課へ申請。工期は、申請年度内に工事が完了するものが対象となります。

雨水貯留浸透施設補助制度 (担当:下水道建設課)

◎雨水貯留施設

雨水を一時的に貯める貯留タンクが補助の対象です。庭木の散水等雨水の有効利用や、大雨への対策に役立ちます。

◎雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる施設で、浸透ます、浸透トレンチ(有孔管)、浸透側溝、透水性舗装が補助の対象です。水循環機能の再生や、大雨への対策に役立ちます。

◎補助制度

「豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付要綱」に基づき実施します。

◎補助金額

施設	規模	補助率	上限
雨水貯留槽	100リットル以上300リットル未満	2分の1	30,000円
	300リットル以上1,000リットル未満	2分の1	50,000円
	1,000リットル以上	2分の1	60,000円
浸透ます	内径又は内法200ミリメートル以上	2分の1	8,000円/基
浸透トレンチ	口径50ミリメートル以上	2分の1	8,000円/メートル
浸透側溝	内幅150ミリメートル以上	2分の1	4,000円/メートル
透水性舗装	透水性材厚40ミリメートル以上 路盤材厚100ミリメートル以上 フィルター砂厚50ミリメートル以上	2分の1	1,000円/平方メートル
1申請当たりの補助上限額			200,000円

》主な注意事項(担当:下水道建設課)

◎施設の購入・工事

必ず施設の購入又は工事を始める前に補助金交付申請をしてください。購入又は工事開始後は申請できませんのでご注意ください。

◎完了報告

工事の完了後14日以内に完了報告書を提出してください。ただし、年度末は3月15日(休日の場合は前日)が最終提出期限になります。必ずそれまでに工事を完了してください。

◎申請件数

申請は、1年度につき1人1回です。

◎施設の存続責任

補助を受けた施設については、申請者の責任で7年間は適正な維持管理に努めてください。